令和5年度釜石市農業物価高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 農業者、農業者団体又は農業協同組合に対して、肥料費並びに燃料費及び電気使用料を緊急的に支援することにより、農業物価高騰の影響を緩和し、農業者の生産意欲の向上と経営の安定化を図るため、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 農業者 市内に住所を有する農家又は市内に主たる事業所を有する法人であり、かつ、令和 5年度において生産・販売実績があり、令和6年度も継続して生産・販売を行う者をいう。
 - (2) 農業者団体 3戸以上の農業者で構成された農産物の生産を行う団体をいう。
 - (3) 農業協同組合 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合をいう。
 - (4) 価格高騰分 対象期間の肥料費ー{対象期間の肥料費÷価格高騰率(1.4)÷化学肥料使用低減率(0.9)}で算出される額とする。
 - (5) 国支援金 肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第2155号 農林水産事務次官依命通知)第5(1)に定める肥料価格高騰対策事業により交付されるものをいう。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の内容、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

中公	六八牡布奴弗	坛 山 人宏
	交付対象経費	補助金額
肥料支援事業	令和5年4月1日から令和6年1月31日	交付対象経費の4分の1以内の
	までの期間に要した肥料費のうち	額(100円未満の端数は切り捨
	価格高騰分	てる。)とし、農業者1戸当た
		り10万円を上限する。ただし、
		国支援金の交付を受ける場合
		は、その金額を差し引いた額
		を上限とする。
燃料及び電気使用料支	令和5年4月1日から令和6年1月31日	交付対象経費の10分の1以内
援事業	までの期間に要した燃料費(A重油、	の額(100円未満の端数は切り
	軽油又は灯油)及び電気使用料	捨てる。)とし、農業者1戸当
(-1-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		たり100万円を上限とする。

(交付申請等)

- 第4条 補助金交付申請の期限は、令和6年2月9日とする。
- 2 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 交付対象経費の購入日及び購入価格が分かる請求書及び領収書
 - (2) 肥料支援事業において、国支援金の交付を受けている場合は、その内容が分かる書類 (届出事項)
- 第5条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長 に届け出なければならない。
 - (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

- 第6条 補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、令和6年2月29日とする。 (補則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
- 1 この告示は、令和5年6月16日から施行する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。